

はだの障害福祉推進プラン（案）に対するパブリック・コメントの実施結果について

1 意見募集期間

令和7年1月17日（金）から同年2月16日（日）まで

2 意見募集の周知方法

広報はだの、市ホームページ及び市公式LINE

3 公表方法

- (1) 市ホームページへの掲載
- (2) 公民館、図書館及び駅連絡所における閲覧
- (3) 本庁舎行政情報閲覧コーナーにおける閲覧
- (4) 障害福祉課における閲覧

4 意見提出方法

郵送、FAX、電子メール、電子申請及び持参の方法による

5 提出された意見の内容及びその取扱い等

内容分類		件数	意見への対応区分（※）				
			A	B	C	D	E
【第1章】	計画の基本的な考え方	8	1	—	1	2	4
【第2章】	秦野市における障害者を取り巻く状況	13	3	5	1	1	3
【第3章】	施策の展開	132	19	6	36	—	71
【第4章】	第7期秦野市障害福祉計画・第3期秦野市障害児福祉計画	38	—	—	1	—	37
その他全般		21	5	1	9	—	6
計		212	28	12	48	3	121

※ 意見への対応区分

- A：意見等の趣旨等をプランに反映したもの
- B：意見等の趣旨等は既にプランに反映されていると考えるもの
- C：今後の取組みにおいて参考とさせていただくもの
- D：プランに反映できないもの
- E：その他（感想、質問等）

「はだの障害福祉推進プラン案」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No	ページ	施策No.	施策名・項目等	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
1	1	第1章	計画策定の背景と目的	計画とは本推進プランを指しているのか、各個別計画を指しているのか。	E	本推進プランです。
2	1	第1章	計画策定の背景と目的	本推進プランは法定計画か	E	本推進プランは、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画であり、障害者総合支援法第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画を包含した計画です。
3	2	第1章	各個別計画との連携	「秦野市交通バリアフリー基本構想」は平成14年3月から改定されていないが連携は時代遅れではないか、また「秦野市交通バリアフリー基本構想」の改定の予定はあるか。	E	現時点で「秦野市交通バリアフリー基本構想」の改定の予定はありませんが、本推進プランの基本理念と関連するため、連携の必要はあるものと考えます。
4	2	第1章	計画の位置づけ	図の個別計画について6項目があり、その他は「など」と表記されている。P3には「乳幼児期」、「学齢期」、「成人期」、「高齢期」及び「生涯にわたって」5つライフステージとあることから、個別項目の中に、秦野市教育振興基本計画を「秦野市こども計画」と併記してはどうか。	A	御意見を踏まえ、表記を一部修正します。
5	3	第1章	地域防災計画との連携	安全に安心して暮らせるまちづくりのために、秦野市地域防災計画との連携を密にしてほしい。	C	今後の取組みの参考とさせていただきます。
6	4	第1章	計画の期間	今回の推進プランの策定を契機に、各計画をここで改定して、計画期間を統一したほうが良いのではないかと。	D	「第7期秦野市障害福祉計画」及び「第3期秦野市障害児福祉計画」は、国の指針に基づき令和6年3月に策定し、神奈川県と計画期間を連携したものであり、令和6年度から令和8年度までの3年間となっています。 なお、令和8年度には、本推進プランの中間見直しと、「第8期秦野市障害福祉計画」及び「第4期秦野市障害児福祉計画」の策定を予定しています。

「はだの障害福祉推進プラン案」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No	ページ	施策No.	施策名・項目等	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
7	4	第1章	計画の期間	各計画を一体化することによるデメリットはあるか。	E	サービスの目標値や見込み量と施策を一体的に進行管理することによるメリットはありますが、デメリットは無いと考えます。
8	4	第1章	計画の期間	計画の流れが、つかみにくい。「第7期秦野市障害福祉計画」及び「第3期秦野市障害児福祉計画」、「第8期秦野市障害福祉計画」「第4期秦野市障害児福祉計画」の策定を予定しているとあるが、計画行政の建て付けを成していない。将来的には体系化もしくは一本化していくべきと考える。	D	それぞれが法定計画であり、「第7期秦野市障害福祉計画」及び「第3期秦野市障害児福祉計画」は、国の指針に基づき神奈川県と計画期間を連携したものであることから、本市独自の計画期間の設定や体系化をするものではありません。
9	6	第2章	身体障害者の状況	身体障害者の定義として手帳を有していることなのか。身体障害者の定義から丁寧に記載したうえで、手帳に関する記載を続けるべき。	B	6ページに記載しています。
10	6	第2章	身体障害者の状況	障害の等級の度合いが分からないので、推移の事実を示されても、どう考えるべきか分からない。	A	御意見を踏まえ、表記を一部修正します。
11	7	第2章	内部障害	内部障害とは何か	E	身体障害者福祉法別表第5号及び同施行令第36条に定める障害であって、内臓器官にある障害です。
12	8	第2章	内部障害内訳	令和5年より以前のデータを掲載していない理由は何か	E	令和2～5年における内部障害の内訳を記録していないため、令和6年のみ掲載しています。
13	8	第2章	内部障害内訳	内部障害のうち心臓機能障害が多いが、過去の推移（増加又は変わらないなど）を記載したほうが良い。	D	令和2～5年における内部障害の内訳を記録していないため、正確な推移の記載ができません。
14	9	第2章	知的障害者の状況	知的障害者の定義として手帳を有していることなのか。知的障害者の定義から丁寧に記載したうえで、手帳に関する記載を続けるべき。	B	9ページに記載しています。

「はだの障害福祉推進プラン案」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No	ページ	施策No.	施策名・項目等	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
15	9	第2章	知的障害者の状況	各区分の度合いが分からないので、推移の事実を示されても、どう考えるべきか分からない。	A	御意見を踏まえ、表記を一部修正します。
16	11	第2章	精神障害者の状況	精神障害者の定義として手帳を有していることなのか。精神障害者の定義から丁寧に記載したうえで、手帳に関する記載を続けるべき。	B	11ページに記載しています。
17	11	第2章	精神障害者の状況	各区分の度合いが分からないので、推移の事実を示されても、どう考えるべきか分からない。	A	御意見を踏まえ、表記を一部修正します。
18	11	第2章	精神障害者の状況	精神障害者が増加しているが、今後の見込みはどのようなか、また減少するための取組などは検討しているか。	B	精神障害者は今後も増加する見込みです。 なお、自立支援医療による医療費の補助のほか、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場において、支援体制の構築を進めています。
19	13	第2章	障害児の状況	発達障害児が増加しているが、状態を良くする又は悪くしないための施策はあるか。	B	乳幼児期の施策にあるとおりです。
20	14	第2章	障害者（児）	障害者（児）と記載されているが、障害者に障害児が含まれているので、（児）の記載の必要はないのでは。	E	障害者は18歳以上、障害児を18歳未満としています。
21	5～16	第2章	秦野市における障害者を取り巻く状況	若いうちから生活習慣病を予防する取組を進めることで、将来の障害者を減らせるのではないかと。	C	御指摘のとおりです。そのため、青壮年期などの多忙な働き世代などへの健康支援の強化を図ります。 また、生活習慣病を予防する取組を実施しています。（5-40 健康相談・健康教育等の実施）

「はだの障害福祉推進プラン案」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No	ページ	施策No.	施策名・項目等	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
22	21	第3章	個別計画の成果や課題の概要	各施策について記載する前に、各個別計画のこれまでの成果や課題の概要を記載するべきではないか。	C	基本施策ごとに課題の概要を記載し、個別施策ごとに現状（成果）を記載しています。なお、個別施策ごとに課題を記載することについては、今後の参考とさせていただきます。
23	21～25	第3章	障害の早期発見と早期療育体制の充実	診断等を受けていない児童について、保護者が相談しやすい環境の整備が必要ではないか。	C	令和6年4月から乳幼児教育支援センターを開設し、発達が気になる保護者向けに就学前相談の充実を図っていますが、引き続き関係各課で連携し、早い段階で保護者が相談できる体制の充実に努めます。
24	21～83	第3章	その他全般	一部を除き、「課題」が抽出されていない。何が課題なのかを抽出すべきと思う。	B	基本施策ごとに課題の概要を記載しています。
25	21	1-1	母子保健事業の実施	今後の教室内容が重要になると思うが、これまでの課題やそれを踏まえた今後の内容の方向性はどのようなか。	E	教室では、子どもの発達を促す関わりや遊びを行うとともに、保護者の不安を丁寧に聞き取り、相談に応じています。これらを通して、教室後のカンファレンスでは、個々の課題に応じた、一人一人へのアプローチや関係機関への接続について検討を行っており、今後も継続して実施します。
26	21	1-1	母子保健事業の実施	「努めた」という文末表現が気になる。今後は方針や目標では、保護者の不安軽減に努めるのではなく、不安を軽減させるために、その成果が分かるように、対象者からアンケートを取る必要がある。	C	すでに現在、対象者から参加後にアンケートへの回答をいただいておりますが、アンケートだけでなく、教室内で関わりながら、保護者の不安を丁寧に聞き取り、対応しています。
27	22	1-2	早期療育体制の充実	早期療育はより早い段階での取組が重要であり、また、未就学時の取組が小学校以降に繋がっていくことが必要ではないか。	C	障害福祉と学校との連携が必要であることから、新たに情報や意見交換する場を設け、一体的・継続的に支援が行える環境づくりに努めます。
28	22	1-2	早期療育体制の充実	「四者事務連絡」とは誰か	E	障害福祉課、こども家庭支援課、保健福祉事務所、児童相談所です。

「はだの障害福祉推進プラン案」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No	ページ	施策No.	施策名・項目等	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
29	22	1-2	早期療育体制の充実	生活訓練や機能訓練は実参加者数の記載であるが、療育相談は延数での記載の違いは何か。	E	相談は、延数で記載した方が現状が分かるためです。
30	22	1-2	早期療育体制の充実	現状の内容と今後の方針・目標の内容が合致していないが、この現状に対して、何故このような方針や目標を記載したのか。	A	御意見を踏まえ、表記を一部修正します。
31	22	1-2	早期療育体制の充実	現状において各会議を開くことを目的としているようでは駄目である。どのような目的で会議を開いて、その会議を開いたことによる効果が成されていないければ、その会議は無意味だが、一体全体何のための会議なのか。	C	今後の取組みの参考とさせていただきます。
32	22	1-3	療育相談の充実	【ことばの相談室】の所管が障害福祉部になっていることで、幼稚園・保育園から保護者へ声掛けのハードルとなっており、こども健康部への移管が必要である。また、【ことば相談室】の名称により、発語のある子どもの保護者に必要性が伝わらない為、名称の変更が必要と考える。	C	御意見の内容については検討を進めています。
33	22	1-3	療育相談の充実	はぐくみサポートファイルの活用方法について「保育」も併記すべきではないか、また活用について、関係機関での活用があまりされていないと感じるがどうか。	A	御意見を踏まえ、表記を一部修正します。 また、活用については関係機関への周知を強化します。
34	23	1-4	インクルーシブ教育の実施	インクルーシブ教育の定義は何か	E	人間の多様性の尊重を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と傷害のない者が共に学ぶ仕組みです。
35	23	1-4	インクルーシブ教育の実施	インクルーシブ教育の実施として、小中学校を加えていない理由は何か	B	学齢期の施策として記載しています。

「はだの障害福祉推進プラン案」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No	ページ	施策No.	施策名・項目等	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
36	23	1-4	インクルーシブ教育の実施	専門相談員や公認心理士を派遣することではなく、派遣した結果の効果があったかどうか重要だが、派遣効果の内容は何か。	E	学習の困難さを最小限に抑える、日常生活に必要な能力を身に着ける、社会集団の中で円滑にコミュニケーションが取れるようになるなど、があります。
37	23	1-4	インクルーシブ教育の実施	家庭と連携しながらインクルーシブ教育を実施するとのことだが、家庭との連携はどのようにやるのか。	E	個人面談、送迎時のコミュニケーション、連絡帳やおたより、保育参観、懇談会を通じて、保育士等と保護者が連絡を取り、連携します。
38	23	1-4	インクルーシブ教育の実施	専門的な知識や経験を持つ教諭や保育士等の育成に努めるのは素晴らしいが、働き方改革を進めなければいけない昨今で、教諭や保育士等の負担にならないように、土日や夜間などの定時時間以外の実施にならないようにしなければならない。	C	今後の取組みの参考とさせていただきます。
39	23	1-4	インクルーシブ教育の実施	教諭や保育士等の「等」は何を指しているのか。	A	表記を修正します。
40	23	1-4	インクルーシブ教育の実施	乳幼児期のインクルーシブ教育とは具体的にどのような取組か。	E	幼稚園、認定こども園及び保育所における加配（保育士等の追加配置）と心理専門職による巡回相談の実施等です。
41	23	1-5	児童発達支援事業の実施	現状として児童発達支援事業所が17箇所と記載されているが、この内容と児童発達支援事業の実施とどのような関係性があるのか分からない。	E	児童発達支援事業が17箇所の事業所で実施されているということです。
42	23	1-5	児童発達支援事業の実施	児童発達支援事業所の17箇所は一般的に多いのか少ないのか分からない。	E	利用者数に対して不足している状況ではありません。
43	23	1-5	児童発達支援事業の実施	現状として各訓練の実施状況や、質の高い児童発達支援事業を実施しているのか否か記載すべき。	C	実施状況は事業所によって異なります。

「はだの障害福祉推進プラン案」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No	ページ	施策No.	施策名・項目等	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
44	24	1-6	児童発達支援センターの機能強化	児童発達支援事業所と児童発達支援センターの違いは何か。	E	<p>児童発達支援事業所は、0歳から小学校入学前までの児童を通所させて日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設です。</p> <p>また、児童発達支援センターは、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の元から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設です。</p>
45	24	1-6	児童発達支援センターの機能強化	スーパーバイズ・コンサルテーション機能とは何か。	E	<p>児童発達支援センターが児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業所に支援に対する助言や援助を行う機能です。（用語解説に記載しています。）</p>
46	24	1-7	重症心身障害児や医療的ケア児の支援体制の構築	現状として医療的ケア児支援者情報連絡会を今から4年も前に設置して、それ以降の活動状況も記載するべき。	A	御意見を踏まえ、表記を一部修正します。
47	24	1-7	重症心身障害児や医療的ケア児の支援体制の構築	関係機関等のネットワーク化も相互連携の促進も医療的ケア児に係る情報収集も関係機関等への情報発信も、医療的ケア児支援者情報連絡会を設置してから今日まで出来た筈だが、この4年間の状況はどのようなか。	E	<p>関係機関等のネットワーク化も相互連携の促進も医療的ケア児に係る情報収集も、これまで進めてきましたが、情報発信については、今後進めていきたいと考えています。</p>
48	26	2-1	就学・教育相談の実施	就学相談と教育相談の違いは何か。	E	<p>児童生徒の発達状況や特性、希望などを考慮し、合理的配慮が実現するよう、適切な就学先へつなげるための相談が就学相談です。児童生徒の成長や発達、学習、行動、情緒など、学校生活全般にわたり、教職員やスクールカウンセラーに相談し、支援やアドバイスを受けるための相談が教育相談となります。</p>

「はだの障害福祉推進プラン案」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No	ページ	施策No.	施策名・項目等	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
49	26	2-1	就学・教育相談の実施	現状として就学相談人数を記載しているが、人数の量ではなく内容の質が重要なのでは。	C	今後の取組みの参考とさせていただきます。
50	26	2-1	就学・教育相談の実施	今後の方針の中で丁寧な相談をすると記載されているが、丁寧な相談とは具体的にどのようなものか。アンケートなどを取って定量的な分析をした方が良いのではないか。	C	丁寧な相談とは、相談された方の不安や不明点が解消され、御納得のうえ、就学先を決定していただけるようなきめ細やかな相談を想定します。定量的な分析に関しては、今後の取組みの参考とさせていただきます。
51	26	2-1	就学・教育相談の実施	保育所等の「等」は何を指しているのか。	E	特別支援学校幼稚部、児童発達支援センター、在宅を指しています。
52	26	2-1	就学・教育相談の実施	今後の方針として教育相談を充実させるだけでなく、幼稚園やこども園や保育所等と小学校、中学校の相談内容の情報共有の徹底も必要では。	C	令和6年4月より乳幼児教育支援センターを開設しており、御指摘いただきました就学前相談と小中学校の情報共有についても、保護者の理解を得ながら進めているところです。
53	26	2-1	就学・教育相談の実施	担当課は「教育指導課」となっているが、園小接続に関わる相談事業であり、教育研究所も相談に関わっていることから「保育こども園課」「教育研究所」も併記すべきではないか。	E	施策（事業）の担当課を記載しているため、現在の表記とさせていただきます。
54	27	2-2	特別支援教育体制の充実	各学級数は一般的に多いのか少ないのか分からない。	E	学級数の多寡をお伝えするというよりも、現状をお伝えしていますが、推移が分かるよう、経年変化等の追記を検討します。
55	27	2-3	教育研修会の実施	ニーズに沿った教育研修会の実施は良い取り組みだが、働き方改革を進めなければいけない昨今で、教員の負担にならないように、土日や夜間などの定時時間以外の実施にならないようにしなければならない。	C	御指摘のとおり、働き方改革が急務となる中、引き続き勤務時間内の実施はもとより、デジタル化による負担軽減に努めていきます。
56	28	2-4	学習支援事業の実施	誰が助言を受けているのか、分かりづらい。	A	御意見を踏まえ、表記を一部修正します。

「はだの障害福祉推進プラン案」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No	ページ	施策No.	施策名・項目等	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
57	28	2-4	学習支援事業の実施	「障害児加配」の言葉の意味が分からない。	A	御意見を踏まえ、表記を一部修正します。
58	28	2-4	学習支援事業の実施	現状として令和5年度の派遣回数に記載されているが、各小中学校の対象学級に満遍なく派遣しているのか。	E	市内全ての学校に事業について周知し、原則として、保護者の方から依頼のあった児童生徒に対して、派遣しています。
59	28	2-4	学習支援事業の実施	今後の方針として東海大学との連携に努めるようだが、東海大学に限定している意味はあるのか。より広範に高校や大学と連携した方が良いのでは。	C	御指摘のとおり、県内の国立大学や小田急沿線の私立大学など、より広範囲に周知するよう努めていますが、学業との両立や勤務校への移動時間の課題があり、近隣の大学からの派遣が多くなっているところです。また、東海大学では、令和4年に小学校の教員養成を担う児童教育学部も新設されており、連携強化が重要と考えています。
60	28	2-4	学習支援事業の実施	大学生などの支援力向上とは、具体的にどのようなことをするのか。	E	支援協力者の悩みや疑問点に対して、教員が話を聞き、アドバイスする仕組みを作っています。
61	28	2-5	インクルーシブ教育の推進と通級指導教室の充実	「…注意欠陥多動性障害等、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行います。」とあるが、それぞれの障害は教育的ニーズではない。それぞれの障害に応じて生じる教育的ニーズに合わせた支援を行うべきではないのか。	A	御意見を踏まえ、表記を一部修正します。
62	28	2-5	インクルーシブ教育の推進と通級指導教室の充実	通級指導教室担当教諭を設置校複数体制にするとのことだが、「設置校複数体制」とは具体的にどのような体制か、漢字7文字だけの表記だと分かりづらい。	A	御意見を踏まえ、表記を一部修正します。
63	28	2-5	インクルーシブ教育の推進と通級指導教室の充実	現状に記載されている「ことばの教室」と「まなびの教室」の違いは何か。	E	「ことばの教室」は、言語障害、難聴のある児童を対象とし、「まなびの教室」は、自閉症、学習障害等のある児童が対象となります。

「はだの障害福祉推進プラン案」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No	ページ	施策No.	施策名・項目等	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
64	28	2-5	インクルーシブ教育の推進と通級指導教室充実	「ことばの教室」「まなびの教室」という名称について、利用する児童生徒や保護者が気兼ねすることなく利用できる親しみやすい名称に変更してはどうか。	C	今後の取組みの参考とさせていただきます。
65	28	2-5	インクルーシブ教育の推進と通級指導教室の充実	巡回型の通級指導教室は、いかに巡回回数を増やしたり、巡回する教諭の人数を増やすなど丁寧に密な指導が必要なので、巡回することを目的とせず巡回して指導することを目的とした事業を忘れないでほしい。	C	今後の取組みの参考とさせていただきます。
66	29	2-6	特別支援学級介助員等の配置・介助員研修会の実施	特別支援学級介助員等の「等」は何を指しているのか。	E	園小中一貫特別支援教育コーディネーター、学生ボランティア、メンタルフレンド、教育支援助手が含まれます。
67	29	2-6	特別支援学級介助員等の配置・介助員研修会の実施	小学校に比べて、中学校における特別支援学級介助員の配置数が少ないが、これは適正なのか。	E	成長に伴い、支援・介助を必要とする場面が減少しているためです。
68	29	2-6	特別支援学級介助員等の配置・介助員研修会の実施	介助員研修会が半年に1回の頻度となっている。介助員のニーズに合わせて、必要に応じて3回以上の研修会を実施できるような体制を整えておくべき。	C	集合研修は年2回となっていますが、その他オンラインを活用して実施しています。
69	29	2-7	特別支援教育就学奨励制度の実施	特別支援教育就学奨励制度とあるが、「奨励」の意味は「ある物事を、よい事として、それをするように人々にすすめること。」であり、それを良いことかどうかは行政が考えたり決めることではないため、特別支援教育就学支援制度にした方が、より良いのではないか。	E	特別支援教育就学奨励制度は、「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」に基づき、特別支援教育就学奨励費を支給する制度です。制度の名称は補助金の名称を用いているものであるため、現在の表記のままさせていただきます。
70	29	2-8	特別支援学校との連携	特別支援学校と連携や情報共有を行って、どのような効果が生まれるのか記載するべき。今のままでは、連携や情報共有をすることで終わってしまっている。	A	御意見を踏まえ、表記を一部修正します。

「はだの障害福祉推進プラン案」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No	ページ	施策No.	施策名・項目等	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
71	30	2-9	学齢児の放課後等デイサービスの充実	現状として適切な支給を行っているとのことだが、何を支給しているのか分からない。	E	福祉サービスの支給です。
72	30	2-9	学齢児の放課後等デイサービスの充実	放課後等デイサービス事業所の確保に努めるとのことだが、どのように努めるのか。	E	関係機関をネットワーク化し、連携の強化を図ることで、医療的ケア児等に係る情報集約や課題の解決に向けた取組みを進め、サービスを実施できる事業所の確保につなげていきます。
73	30	2-9	学齢児放課後等デイサービス充実	「必要とされるサービス利用が図られるよう、適切に支給決定を行いました。」とあるが、「適切に」という条件の具体はどのようなか。	E	障害児支援利用計画に基づき、支給決定を行っています。
74	30	2-10	特別な教育的支援推進事業の実施	校内支援委員会の構成員は誰か。	E	原則として管理職、特別支援学級主任、教育相談コーディネーター、養護教諭等が構成員になっています。
75	30	2-10	特別な教育的支援推進事業の実施	校内支援委員会に医療、福祉、保健関係者、臨床心理職等の外部資源関係者を入れれば、即時に連携出来るのでは。	C	今後の取組みの参考とさせていただきます。
76	31	2-11	社会自立に向けた教育	各小学校では、特別支援学級における領域や教科を合わせた指導を行っていないのか。今後の目標として小学校でも同指導や中学校で同指導をするための準備指導を行うべきではないか。	C	今後の取組みの参考とさせていただきます。
77	31	2-12	軽度・中等度難聴児補聴器購入の助成	現状として令和5年度の助成対象者が1人だけだが、これは助成申請が1人だけだったのか。もし他にも多くの助成申請があったのであれば、助成条件を緩和するべきでは。	E	申請は1人です。
78	31	2-12	軽度・中等度難聴児補聴器購入の助成	今後の方針として、助成制度の周知に努めるのではなく、助成制度の周知は行うべき。	C	制度の周知を行います。

「はだの障害福祉推進プラン案」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No	ページ	施策No.	施策名・項目等	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
79	31	2-12	軽度・中等度難聴児補聴器購入の助成	適正な助成とは何か。規則などに基づく助成は至極当然のことであるため、記載するほどではないと思うので、他の事柄を指しているのか。	E	実施要綱に基づく助成です。
80	32	2-13	児童ホームでの受入れの実施	集団生活が出来ない障害児の受け入れはしないのか。出来ない場合は、どのようにして放課後等の居場所を確保するのか。	B	原則、受け入れはしています。ただし、他の児童に他害を与えるなど、迷惑をかけることが続いた場合には、保護者の方と相談させていただくことがあります。
81	32	2-14	障害児の放課後等の居場所の充実	現状に、日中一時支援事業を適切に支給決定するとあるが、事業を支給決定するというのはどういう意味が分からない。	A	御意見を踏まえ、表記を一部修正します。
82	32	2-14	障害児の放課後等の居場所の充実	日中一時支援事業として、括弧書きで「本市への登録事業所」とあるが、「〇への登録」という日本語表記は成立しない。	A	御意見を踏まえ、表記を一部修正します。
83	32	2-14	障害児の放課後等の居場所の充実	日中一時支援事業の括弧内の記載内容について、登録や非登録の概念が分からない。非登録事業所となることで、法令規則等に違反する恐れがあるのか。	E	日中一時支援事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定される事業で、事業を行う者は、要綱に基づく「事業者の登録」を受ける必要があります。
84	32	2-14	障害児の放課後等の居場所の充実	「放課後等デイサービス事業や日中一時支援事業を適切に支給決定することにより、居場所づくりを推進しています。」とあるが、「適切に」という条件の具体はどのようなか。また、「適正かつ安定的にサービスを提供するよう努めます。」とは具体的にどのようなか。居場所づくりについて、「市民活動支援課」も併記すべきではないか	E	障害児支援利用計画に基づき支給決定を行っています。また、本施策は障害児に係る施策であるため、現在の表記とさせていただきます。
85	33	3-1	障害者を雇用する事業所への補助	法定雇用率を達成する事が目的なのか	E	市内に居住する障害者の雇用の安定と促進を図ることを目的としています。

「はだの障害福祉推進プラン案」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No	ページ	施策No.	施策名・項目等	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
86	33	3-1	障害者を雇用する事業所への補助	現状として、法定雇用率を達成できていないのか。又、法定雇用率が達成出来ていない場合、何が課題だと認識しているのか。	E	中小企業では、一部で法定雇用率を達成していない企業があります。この中には、法定雇用率の認識はあるものの、少人数での操業や雇用形態から、業務の切り出しが行えないなど、障害者雇用を十分に進められない企業もあります。企業が法定雇用率を踏まえながら、操業状況等に応じて、適時適切な対応をとれないことが課題にあります。
87	33	3-1	障害者を雇用する事業所への補助	法定雇用率は自治体毎に決まっているのか。	E	法定雇用率は全国一律に決められており、令和6年度の民間企業の法定雇用率は2.5%です。なお、令和8年7月からの法定雇用率は、2.7%となる予定です。
88	33	3-2	障害者を雇用する事業所への施設整備費融資	本融資制度は、市単独の制度なのか。又、大凡の利用率の目標はないのか。	E	本制度は、障害者を常用労働者として雇用する又は雇用を計画する中小企業者の労働環境の整備に必要な資金を融資するものです。本市が金融機関に資金を預託する事業であり、本市単独のものであります。施設整備の資金を必要な企業に融資する制度であるため、目標は設定していません。
89	33～37	第3章	成人期の施策 ①就労支援の充実	障害者の就労支援について、補助だけではなく、障害者を受け入れる企業が増加するための取組が必要ではないか。	C	神奈川県障害者雇用促進センターと連携し、障害者を受け入れる企業が増加するための取組を進めます。
90	34	3-3	障害者雇用促進のための啓発活動の実施	啓発活動を効果的に行うべき。この時代にポスターを掲示して果たして効果が出ているのか。障害者雇用をしている企業などにヒアリングをして、何をきっかけに雇用したのかなどの情報を収集して、ポイントを押さえた啓発活動するべき。	C	今後の取組みの参考とさせていただきます。
91	35	3-5	地域生活支援センター（ばれっと・はだの）における就労支援	現状に、就労相談件数が記載されているが、重要なのは相談した人達が実際に就労出来ているかなので、その件数や就労率も記載するべき。	A	御意見を踏まえ、表記を一部修正します。

「はだの障害福祉推進プラン案」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No	ページ	施策No.	施策名・項目等	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
92	36	3-6	市職員の障害者雇用	現状として、法定雇用率に未達の原因分析は出来ているのか。	E	障害の特性に応じた業務の割り振りや働きやすい環境整備などの取組みを進めていますが、定年退職などの離職者もあり、法定雇用率に達していない状況です。今後も安定した雇用が図れるよう、職場環境における必要な配慮や継続的な採用活動を行っていきます。
93	36	3-7	障害者就労施設等からの物品等の優先調達の推進	秦野市役所内の事を指しているのか、秦野市内の企業のことを指しているのか分からない。	E	市役所内を指します。
94	36	3-7	障害者就労施設等からの物品等の優先調達の推進	今後の方針として、物品購入の際に担当部署が物品内容を確認して、障害者就労施設等からの同等製品がある場合は、それを購入するような事業スキームを立てれば良いのではないのか。	C	今後の取組みの参考とさせていただきます。
95	36	3-7	障害者就労施設等からの物品等の優先調達の推進	購入促進に努めた上での具体的な数値目標はないのか。	E	数値目標はあります。
96	37	3-8	農福連携の取組	現状として、令和5年度に4件の農業施設が2件の福祉施設と就農体験会を実施したとのことだが、これは令和4年度のマッチングした施設と同施設か。	E	農業施設は4件全て異なり、福祉施設は、2件のうち1件が同施設です。
97	37	3-8	農福連携の取組	令和4年度と5年度の意向調査の結果はどうだったのか。それを踏まえて今後の方針に生かすべきでは。	C	新規事業所の参入希望はありませんでした。なお、結果を踏まえて取組みを進めます。
98	38	3-9	スポーツ大会参加者への支援	参加を支援するだけでなく、促進させた方が良いのでは。	C	今後の取組みの参考とさせていただきます。
99	38	3-10	スポーツ教室の実施支援	現状に「障害児・者親子教室」とあるが、障害児・者とは何か。	E	障害者は18歳以上、障害児を18歳未満としています。

「はだの障害福祉推進プラン案」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No	ページ	施策No.	施策名・項目等	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
100	39	3-12	障害者と健常者がともに楽しめるスポーツの普及	活動場所の提供とは、具体的にどのようなことか。	E	現状に記載のとおりです。
101	40	3-14	図書館にともしび室の設置	本文の冒頭にともしび室の説明文を記載すべき。	B	記載しています。
102	40	3-14	図書館にともしび室の設置	コロナ禍という特殊な状況の現状よりも、令和6年度現時点までの利用数を記載した方が、より実態に近くなるのでは。	E	他の施策と表記を合わせています。
103	40	3-14	図書館にともしび室の設置	ともしび室にどんな課題があって、どんな整備をする目標か。	B	方針・目標に記載のとおりです。
104	41	3-16	たけのこ学級の開催	たけのこ学級とは、具体的にどのような人達で構成されているのか。	E	義務教育を修了した知的障害者とボランティアです。
105	42	3-19	自動車燃料費の助成	自動車燃料費の助成として、現在の助成額の十分不十分度合いが分からないが、どのようにして月額を算定しているのか。	E	月額上限額は、他の助成制度等との公平性を考慮し、算定しています。
106	43	3-20	自動車改造費の助成	現状として令和5年度の実績がゼロの中で、今後の方針として引き続き適正な助成を図る前に、ニーズの有無を確認した方が良いのでは。	C	今後の取組みの参考とさせていただきます。
107	43	3-21	運転免許証取得の助成	現状として令和5年度の実績がゼロの中で、今後の方針として引き続き適正な助成を図る前に、ニーズの有無を確認した方が良いのでは。	C	今後の取組みの参考とさせていただきます。
108	43	3-22	タクシー乗車料金の助成	現状として、透析療養者と特別障害者手当受給者の助成が比較的他より手厚いが、その理由は何か。	E	透析療養者は、生命維持のために週3回通院する必要があるため、特別障害者手当受給者は、日常生活において常時特別の介護を必要としており、どちらも交通費の自己負担額が大きいため、他の対象者より手厚い助成となっています。

「はだの障害福祉推進プラン案」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No	ページ	施策No.	施策名・項目等	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
109	45	3-24	手話通訳者の設置	手話通訳者を週4日午前8時30分から午後4時45分までの設置としているが、何故週5日の午前8時30分から午後5時15分までとしていないのか。	E	利用者の状況を勘案し、週4日の設置としています。
110	46	3-27	当事者活動の推進	「地域活動支援課」も連携が必要と考える、また併記すべきと考えるがどうか。	C	連携は必要と考えますが、本施策は障害福祉課が実施しているため、現在の表記とさせていただきます。
111	48	3-31	ごみ及び資源の戸別収集の実施	現状に福祉部と連携している旨が記載されているが、市役所内の事情なので、せめてでも庁内連携の記載で十分では。	A	御意見を踏まえ、表記を一部修正します。
112	51	第3章	③多様な暮らしの場の整備	多様な暮らしの場の整備として、市内公園などの施設のインクルーシブ化について、記載しないのか。	B	すべての人にやさしいまちづくりの推進（基本目標）に記載しています。
113	51	3-38	グループホーム整備運営助成	項目タイトルを「グループホーム整備運営の助成」に修正すべき。	A	御意見を踏まえ、表記を一部修正します。
114	52	3-39	住宅確保の支援	具体的な相談件数はどのようなか。	E	現在、具体的な相談はありません。
115	55	5-1	法律・条例・要綱の周知によるバリアフリー化	市役所では昨年にエレベーター工事で上階に行くことが困難な状況が生じたり、正面玄関がフロアの椅子の増設によって、狭くなっていて、年々利用しづらくなっている。東庁舎に至ってはエレベーターもなく急な階段を上がらざるを得ない。市役所自体のバリアフリー化を積極的に進めてほしい。	C	今後の取組みの参考とさせていただきます。

「はだの障害福祉推進プラン案」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No	ページ	施策No.	施策名・項目等	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
116	55	5-2	歩道の整備	準特定経路とは何か。	E	「秦野市交通バリアフリー特定事業計画」では、準特定経路は、特定経路と同様の基準で選定していますが、「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」など、主務省令等に定める基準に適合した整備を2010年までにすることが難しいと考えられるため、中長期的な視点に立ち、既存施設の改善などを前提に可能な限り交通バリアフリー化に努めようとする経路としています。
117	55	5-2	歩道の整備	市道9号線と市道15号線はどこの駅の付近の道路なのか分からない。	A	市道9号線は東海大学前駅周辺地区、市道15号線は渋沢駅周辺地区です。御意見を踏まえ、修正します。
118	55	5-2	歩道の整備	現在工事が進められている秦野駅前通りも十分な幅員の歩道が整備されるのか。	E	県道705号は幅員3.5mの歩道が道路の両側に設置される計画で整備が進められています。
119	55	5-2	歩道の整備	「秦野市交通バリアフリー基本構想」に基づく道路のバリアフリー化について、前述の通り市道はまだこれから取組を進めているようだが、他の道路についてはどうなのか。これに関する項目を記載していない理由は何か。	A	通学路の歩道整備も行っていることから、御意見を踏まえ、修正します。
120	56	5-3	緑水庵屋外トイレの整備	緑水庵だけでなく蓑毛バス停付近の公共トイレも老朽化しているため、バリアフリー化した方が良いのではないかと。又、はだのスポーツビレッジについては、バリアフリーの視点に合わせた施設整備をするということか。	E	御意見・御質問は、担当課へ情報提供させていただきます。
121	56	5-4	公共的施設のバリアフリー化の推進	一般的に聞き馴染みのある公共施設と、ここで記載されている公共的施設の違いは何か。	E	「公共的施設」とは、官公庁施設、教育文化施設、医療施設、福祉施設、商業施設等の不特定かつ多数の方の利用に供する施設です。

「はだの障害福祉推進プラン案」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No	ページ	施策No.	施策名・項目等	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
122	56	5-5	都市公園の整備	本プランの趣旨に基づく目的が記載されていない。	B	すべての人にやさしいまちづくりの推進という基本目標(趣旨)に基づく目的です。
123	56	5-5	都市公園の整備	市民一人あたりの都市公園面積の算定根拠は何か。	E	公園整備目標を含めた公園全体面積と秦野市総合計画はだの2030プランにおける人口から算出しています。
124	56	5-5	都市公園の整備	現状に記載されている公園が何処にあるのか分からない。	E	記載している公園は、南矢名、今泉、千村五丁目、今川町にあります。
125	56	5-6	音響信号機等の設置要望	音声式信号機の設置を公安委員会に要望しているとのことだが、視覚障害者のニーズに沿って具体的に何処に設置を要望しているのか。	E	現在、具体的な要望はありません。
126	56	5-6	音響信号機等の設置要望	障害福祉課が所管部署として記載されているが、地域安全課との連名でない理由は何か。こういう所から庁内連携をした方が良いのでは。	E	視覚障害者協会との連絡、視覚障害者の主な相談窓口は障害福祉課であるためです。
127	56	5-6	音響信号機等の設置要望	視覚障害者用付加装置とは何か。	E	目の不自由な人が道路を横断する際に、安全・快適に移動できるように、信号機の役割を果たす装置です。
128	56	5-6	音響信号機等の設置要望	今後の方針として、公安委員会に要望せずとも、秦野市役所で設置出来る方法などの検討をしたらどうか。	E	公安委員会が所管しており、今後もニーズに応じて要望を行います。
129	56	5-6	音響信号機等の設置要望	公安委員会にて設置が進まない理由は何か。	E	視覚障害者協会への聞き取り及び相談状況から、市内において、現時点で「設置が進まない」という認識はありません。
130	57	5-7	高齢者・障害者等にやさしい公共交通利用環境の整備	「移動制約者の重要な交通手段となっています」とあるが、「移動制約者にとって重要な交通手段となっています」にすべき。	A	御意見を踏まえ、表記を一部修正します。

「はだの障害福祉推進プラン案」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No	ページ	施策No.	施策名・項目等	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
131	57	5-7	高齢者・障害者等にやさしい公共交通利用環境の整備	現状として、ホームドア設置対象駅となっていない理由は何か。もし電車利用者が条件数に達していないなどの理由の場合は、そもそも秦野市に街としての魅力不足などの観点であるため、課題解決に向けた取り組みをしないといけないのでは。	C	小田急電鉄の整備計画では、1日当たり10万人以上の利用がある駅を優先して整備が進められていますが、本市においても継続して要望していきます。
132	57	5-7	高齢者・障害者等にやさしい公共交通利用環境の整備	今後の方針に基づく、具体的な取り組みは何か。	E	令和6年3月に秦野市地域公共交通計画を策定しました。ノンステップバス等の導入促進と、ホームの安全性対策について検討しています。
133	57	5-7	高齢者・障害者等にやさしい公共交通利用環境の整備	先日コミュニティバスの利用者が減っていることを念頭に、近隣住民へのアンケートが実施されました。その結果はどうだったか、その結果をどのように利用するのかについてもふれていただきたい。	C	結果及び結果の利用については、現在集計中です。 各地区の持続可能なコミュニティタクシーの運行のあり方については、事業者や地域と共に継続して検討していきます。
134	57	5-8	誰でも利用しやすい、わかりやすいバス交通の実現	ノンステップバスの導入率はどうか。	E	移動等円滑化の促進に関する基本方針では、令和7年度末までにノンステップバス導入率80%を目標としており、バス事業者もこの目標に向けて整備を進めています。また、市としても、目標達成に向け、導入支援をしています。
135	57	5-8	誰でも利用しやすい、わかりやすいバス交通の実現	障害者にとって遠方への旅行をする中で、高速バスの運用も重要な視点ではないか。東名高速道路の高速バスの利用促進や新東名高速道路の高速バスの導入について、項目記載するべきでは。	C	市民の皆様の日常生活の移動を、利用しやすく分かりやすくすることが優先であると考えており、令和6年8月15日号の広報はだのでは、高速バスの利用促進に向けた特集も組ませていただきました。 高速バスに限らず全ての公共交通において、障害がある方が利用しやすい環境づくりを進めていきます。また、個々の公共交通機関については、運転士不足を原因とした減便や廃線が大きな課題となっている中、持続可能で効率的な運行を図るため、利用促進を図っていきます。

「はだの障害福祉推進プラン案」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No	ページ	施策No.	施策名・項目等	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
136	58	5-9	障害者週間を契機とした障害者等への理解の啓発	現状に記載されている、広報は何の広報を指しているのか。	E	「広報はだの」です。
137	58	5-10	こころのバリアフリー普及啓発の充実	本項目の今後の方針では、インクルーシブの概念について記載されているのに、〈5-9〉の今後の方針では記載されていない理由は何か。	A	御意見を踏まえ、表記を一部修正します。
138	59	5-11	「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えによる交通と一体となったまちづくりの検討・推進	はだのスポーツビレッジは、市街地から遠く離れた場所に整備されることから、コンパクトプラスネットワークの考えによる交通と一体となったまちづくりの検討や推進から離れているが、問題ないのか。	E	コンパクト・プラス・ネットワークの考え方は、医療・福祉・商業施設等の都市機能（生活利便施設）を誘導する都市機能誘導区域と、一定の人口密度を維持する居住を誘導する居住誘導区域を公共交通でつなぎ、生活の利便性が高いコンパクトなまちづくりを目指すものです。 はだのスポーツビレッジは、都市機能として誘導する施設ではなく、渋沢丘陵の利活用の取組みとして進めている施設となります。
139	59	5-12	ふれあい教育の実施	現状において、高校でふれあい教育をしていない理由は何か。	E	市教育委員会では、幼稚園及び小中学校を所管しており、高校については県教育委員会が所管となります。しかし、学習指導要領を参酌すれば、実践すべきものと明記されています。
140	60	5-13	福祉教育の実施	現状において、高校で福祉教育をしていない理由は何か。	E	市教育委員会では、幼稚園及び小中学校を所管しており、高校については県教育委員会が所管となります。しかし、学習指導要領を参酌すれば、実践すべきものと明記されています。
141	60	5-14	地域との連携	現状で、「7地区中4 地区」と不要な空白があるので修正すべき。	A	御意見を踏まえ、表記を修正します。
142	61	5-15	社会福祉協議会への助成を通して育成・支援	今後の方針として、秦野市役所のイベントや通常業務などでもボランティアを積極的に活用したらどうか。	C	今後の取組みの参考とさせていただきます。

「はだの障害福祉推進プラン案」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No	ページ	施策No.	施策名・項目等	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
143	62	5-16	中学生ボランティア体験学習の実施	中学生に限らず、小学生にも展開したらどうか。	C	道徳の教科化に合わせて、「考え実践する道徳教育」「教育活動全体を通じた実践」が求められており、小学校においても、様々な形でボランティア体験が実践されています。
144	62	5-17	手話教室の実施	秦野市職員の中でも手話で話せる人を増やしたらどうか。	C	今後の取組みの参考とさせていただきます。
145	65	5-21	市ホームページにおけるアクセシビリティの向上	アクセシビリティとは何か。	E	様々な人が機器やサービスを円滑に利用できる状態やその度合いのことを指します。
146	76	5-39	虐待防止や人権侵害等の相談体制の充実	虐待防止については、警察との連携が必要不可欠である。	C	連携の強化に努めます。
147	77	5-40	健康相談・健康教室等の実施	健康相談や健康教室をした結果、市内全体の健康寿命が延伸されているかどうか記載すべき。	C	数値等により市内全体の健康寿命が延伸されているかどうかを評価することは難しいですが、生活習慣病の予防は障害の発生予防にもつながっており、健康寿命の延伸に寄与していると考えています。
148	78	5-41	健康診査の実施	一般的に聞き馴染みのある健康診断と、ここで記載されている健康診査の違いは何か。	E	違いはありません。
149	79	5-45	防災情報の提供	本文に防災情報の提供に努める旨を記載している一方で、現状では検討を進めていると記載されているが、何の検討をしているのか。	E	内容及び方法について検討しています。
150	80	5-48	広域避難所へ手話通訳者派遣	本文に避難所等と記載されているが、「等」とは何を指しているのか。	E	福祉避難所及び医療救護所です。

「はだの障害福祉推進プラン案」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No	ページ	施策No.	施策名・項目等	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
151	81	5-49	地域防災体制整備促進	避難行動要支援者の具体的な要件者は、どのような障害を抱えている人なのか。	E	<p>①要介護度が3～5の人</p> <p>②身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する人（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く。）</p> <p>③療育手帳Aを所持する人</p> <p>④精神障害者保健福祉手帳1級を所持する人</p> <p>⑤指定難病（難病のうち厚生労働大臣が定める疾病）に該当し、早急の避難が必要な人</p> <p>※福祉・介護・医療施設等の入所者については、その施設内での安全確保の対応が可能であると考えられるため、対象外とします。</p>
152	81	5-49	地域防災体制整備促進	避難所運営職員も、避難行動要支援者の有無や支援対策を承知しているのか。	E	<p>避難所運営職員への事前提供はしていません。要支援者名簿の情報提供は、事前情報提供の同意を得られた方を対象に、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画に定める「自治会・自主防災会、民生委員児童委員、消防機関、警察、地域高齢者支援センター」へ行うこととしています。</p> <p>しかし、災害時においては、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる（法49条の11第3項）となっているため、避難所運営職員にも提供されます。</p>
153	81	5-50	視覚障害者避難誘導体制の整備	現状として、訓練実施を推進している旨の記載だが、実際は訓練が実施されているのか。又、実施主体は市役所ではないのか。	E	市が主催し、地域住民と協働で実施しています。
154	81	5-50	視覚障害者避難誘導体制の整備	今後の方針として、個別計画の作成を促進するとのことだが、現時点でどの程度の個別計画が作成されているのか。	E	令和6年度から実施しているため、現時点で実績は未集計です。

「はだの障害福祉推進プラン案」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No	ページ	施策No.	施策名・項目等	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
155	86	第4章	3 計画期間について	必要に応じて、計画内容の見直しを行うこととします。どのような見直しを行ったのか。	E	「第4章第7期秦野市障害福祉計画・第3期秦野市障害児福祉計画」は令和6年3月に策定したものであり、見直しは行っていません。 「第4章第7期秦野市障害福祉計画・第3期秦野市障害児福祉計画」は令和6年3月に策定し、パブリック・コメントは策定時に実施済みのため、御意見は今後の参考とさせていただきます。
156	90	第4章	第7期秦野市障害福祉計画・第3期秦野市障害児福祉計画	第2節目標値の設定として、〈1-4〉インクルーシブ教育の実施回数を設けていないのは何故か。	E	
157	90	第4章	第7期秦野市障害福祉計画・第3期秦野市障害児福祉計画	第2節目標値の設定として、〈1-5〉児童発達支援事業の実施回数を設けていないのは何故か。	E	
158	90	第4章	第7期秦野市障害福祉計画・第3期秦野市障害児福祉計画	第2節目標値の設定として、〈2-4〉学習支援事業の実施回数を設けていないのは何故か。	E	
159	90	第4章	第7期秦野市障害福祉計画・第3期秦野市障害児福祉計画	第2節目標値の設定として、〈3-1〉障害者を雇用する中小企業に補助金を交付した結果、障害者雇用している企業数や雇用されている障害者数を設けていないのは何故か。	E	

「はだの障害福祉推進プラン案」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No	ページ	施策No.	施策名・項目等	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
160	90	第4章	第7期秦野市障害福祉計画・第3期秦野市障害児福祉計画	第2節目標値の設定として、〈3-3〉障害者雇用促進の為の啓発活動数を設けていないのは何故か。	E	「第4章第7期秦野市障害福祉計画・第3期秦野市障害児福祉計画」は令和6年3月に策定し、パブリック・コメントは策定時に実施済みのため、御意見は今後の参考とさせていただきます。
161	90	第4章	第7期秦野市障害福祉計画・第3期秦野市障害児福祉計画	第2節目標値の設定として、〈3-4〉就労支援をした結果、就労に繋がった件数を設けていないのは何故か。	E	
162	90	第4章	第7期秦野市障害福祉計画・第3期秦野市障害児福祉計画	第2節目標値の設定として、〈3-6〉市職員の障害者雇用数を設けていないのは何故か。	E	
163	90	第4章	第7期秦野市障害福祉計画・第3期秦野市障害児福祉計画	第2節目標値の設定として、〈3-7〉障害者就労施設からの優先調達数を設けていないのは何故か。	E	
164	90	第4章	第7期秦野市障害福祉計画・第3期秦野市障害児福祉計画	第2節目標値の設定として、〈3-11〉スポーツ指導者の育成数を設けていないのは何故か。	E	

「はだの障害福祉推進プラン案」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No	ページ	施策No.	施策名・項目等	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
165	90	第4章	第7期秦野市障害福祉計画・第3期秦野市障害児福祉計画	第2節目標値の設定として、〈3-14〉ともしび室の利用回数を設けていないのは何故か。	E	「第4章第7期秦野市障害福祉計画・第3期秦野市障害児福祉計画」は令和6年3月に策定し、パブリック・コメントは策定時に実施済みのため、御意見は今後の参考とさせていただきます。
166	90	第4章	第7期秦野市障害福祉計画・第3期秦野市障害児福祉計画	〈3-33〉施設入所者の地域生活移行者数は既に目標値に達しており、国の基本方針は基準値の6%以上である為、令和8年度末の目標値を実績よりも高く設定した方が良いと思うが、何故6.6%の目標値にしているのか分からない。	E	
167	90	第4章	第7期秦野市障害福祉計画・第3期秦野市障害児福祉計画	第2節目標値の設定として、〈5-1〉建築物のバリアフリー化実績数を設けていないのは何故か。	E	
168	90	第4章	第7期秦野市障害福祉計画・第3期秦野市障害児福祉計画	第2節目標値の設定として、〈5-2〉歩道の整備数を設けていないのは何故か。	E	
169	90	第4章	第7期秦野市障害福祉計画・第3期秦野市障害児福祉計画	第2節目標値の設定として、〈5-5〉市民一人当たりの都市公園面積数を設けていないのは何故か。	E	

「はだの障害福祉推進プラン案」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No	ページ	施策No.	施策名・項目等	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
170	90	第4章	第7期秦野市障害福祉計画・第3期秦野市障害児福祉計画	第2節目標値の設定として、〈5-6〉音響信号機器等の設置数を設けていないのは何故か。	E	「第4章第7期秦野市障害福祉計画・第3期秦野市障害児福祉計画」は令和6年3月に策定し、パブリック・コメントは策定時に実施済みのため、御意見は今後の参考とさせていただきます。
171	90	第4章	第7期秦野市障害福祉計画・第3期秦野市障害児福祉計画	第2節目標値の設定として、〈5-7〉ノンステップバスの導入率を設けていないのは何故か。	E	
172	90	第4章	第7期秦野市障害福祉計画・第3期秦野市障害児福祉計画	第2節目標値の設定として、〈5-12〉ふれあい教育の実施回数を設けていないのは何故か。	E	
173	90	第4章	第7期秦野市障害福祉計画・第3期秦野市障害児福祉計画	第2節目標値の設定として、〈5-13〉福祉教育の実施回数を設けていないのは何故か。	E	
174	90	第4章	第7期秦野市障害福祉計画・第3期秦野市障害児福祉計画	第2節目標値の設定として、〈5-15〉ボランティアの育成や支援を通じたボランティア数や派遣回数を設けていないのは何故か。	E	

「はだの障害福祉推進プラン案」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No	ページ	施策No.	施策名・項目等	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
175	90	第4章	第7期秦野市障害福祉計画・第3期秦野市障害児福祉計画	第2節目標値の設定として、〈5-16〉中学生ボランティア体験学習の実施回数を設けていないのは何故か。	E	「第4章第7期秦野市障害福祉計画・第3期秦野市障害児福祉計画」は令和6年3月に策定し、パブリック・コメントは策定時に実施済みのため、御意見は今後の参考とさせていただきます。
176	90	第4章	第7期秦野市障害福祉計画・第3期秦野市障害児福祉計画	第2節目標値の設定として、〈5-17〉手話教室の実施回数を設けていないのは何故か。	E	
177	90	第4章	第7期秦野市障害福祉計画・第3期秦野市障害児福祉計画	第2節目標値の設定として、〈5-24〉ピアサポート体制に関する各事業の実施回数やサポーター登録者数を設けていないのは何故か。	E	
178	90	第4章	第7期秦野市障害福祉計画・第3期秦野市障害児福祉計画	第2節目標値の設定として、〈5-40〉健康相談や健康教育等の実施回数を設けていないのは何故か。	E	
179	90	第4章	第7期秦野市障害福祉計画・第3期秦野市障害児福祉計画	第2節目標値の設定として、〈5-50〉個別計画の作成数の実施回数を設けていないのは何故か。	E	

「はだの障害福祉推進プラン案」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No	ページ	施策No.	施策名・項目等	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
180	90	第4章	第7期秦野市障害福祉計画・第3期秦野市障害児福祉計画	第2節目標値の設定として、〈5-52〉防災講習会や防災訓練への参加者数を設けていないのは何故か。	E	「第4章第7期秦野市障害福祉計画・第3期秦野市障害児福祉計画」は令和6年3月に策定し、パブリック・コメントは策定時に実施済みのため、御意見は今後の参考とさせていただきます。
181	90	第4章	第7期秦野市障害福祉計画・第3期秦野市障害児福祉計画	第2節目標値の設定について、市役所自身が取り組むべき事項は、必ず設定して取り組まないと、市民や民間企業、関係団体は本プランの推進に積極的に協力しようとは思わない。	E	
182	90	第4章	第7期秦野市障害福祉計画・第3期秦野市障害児福祉計画	第2節目標値の設定として、令和6年度から8年度までの数値が全く変わらずに設定されているケースが多々あるので、より本プランが前向きに推進される為に、据え置きで本当に問題ないか改めて検討してほしい。	E	
183	92	第4章	第7期秦野市障害福祉計画・第3期秦野市障害児福祉計画	〈5-30〉精神障害者のグループホームの利用者数以外の項目では、令和6年度から令和8年度までの数値をそのまま据え置きにしているのか。	E	
184	92	第4章	第7期秦野市障害福祉計画・第3期秦野市障害児福祉計画	〈5-29〉そもそも記載の仕方として、何故、〈5-30〉を記載してから〈5-29〉を記載しているのか。	E	

「はだの障害福祉推進プラン案」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No	ページ	施策No.	施策名・項目等	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
185	93	第4章	第7期秦野市障害福祉計画・第3期秦野市障害児福祉計画	〈5-29〉地域生活拠点の運用状況の検証や検討を年1回以上する事を目標にしては意味がなく、検証や検討をした結果で課題が顕在化される為、その課題解決に向けた取り組みを目標にするべきではないか。	E	「第4章第7期秦野市障害福祉計画・第3期秦野市障害児福祉計画」は令和6年3月に策定し、パブリック・コメントは策定時に実施済みのため、御意見は今後の参考とさせていただきます。
186	98	第4章	第7期秦野市障害福祉計画・第3期秦野市障害児福祉計画	障害者福祉サービス等に関わる研修やその他研修への市職員の参加数の目標値が、ここまで低い理由は何か。秦野市職員は約1,100人もいるのに、何故2%弱しか参加させられないのか分からない。公務員は全体の奉仕者なのだから、部署の垣根を超えて研修に参加してもらうように取り組むべきではないか。	E	
187	99	第4章	第7期秦野市障害福祉計画・第3期秦野市障害児福祉計画	令和4年度末時点でペアレントトレーニングなどの受講者数もペアレントメンターの人数が0人と分かっていたのに、令和6年度の目標値も0人なのか。検討に時間を掛け過ぎて、何も取り組めていないだけでは。	E	
188	99	第4章	第7期秦野市障害福祉計画・第3期秦野市障害児福祉計画	ペアレントメンターの目標値が令和6年度から令和7年度まで0人である理由は何か。	E	
189	100	第4章	第7期秦野市障害福祉計画・第3期秦野市障害児福祉計画	目標値が2箇所や3箇所という数値設定に対して、実績が設置済と抽象値になっている中で、達成率が達成となっているのは理解が出来ない。	E	

「はだの障害福祉推進プラン案」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No	ページ	施策No.	施策名・項目等	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
190	101	第4章	第7期秦野市障害福祉計画・第3期秦野市障害児福祉計画	放課後等デイサービス事業所数の目標値は上げているにも関わらず、児童発達支援事業所数は据え置きにしているのは何故か。	E	「第4章第7期秦野市障害福祉計画・第3期秦野市障害児福祉計画」は令和6年3月に策定し、パブリック・コメントは策定時に実施済みのため、御意見は今後の参考とさせていただきます。
191	101	第4章	第7期秦野市障害福祉計画・第3期秦野市障害児福祉計画	協議の場を設置するだけでなく、有意義な協議をして実際の取り組みに活かすなど、協議の場が形骸化するような事を絶対に止めてほしい。	E	
192	137	第4章	第5節 計画の進行管理 計画の達成状況の点検及び評価	数値目標や福祉サービス見込量に対して、どのような点検・評価をしていくのか。これらの項目とアプローチの手法を明記すべきと考えるがどのようなか。PDCAサイクルの具体的方法を明記すべきと思うがどのようなか。	C	
193	—	—	その他全般	今後の方針・目標について「引き続き適正な助成を図ります。」などの曖昧な表現が多いと感じる。具体的な方針や数値目標などが各項目に渡って示されるとよいと考えるがいかがか。	C	今後の取組みの参考とさせていただきます。
194	—	—	その他全般	「かかわる」「関わる」「係る」などといった、同じ読み方なのに別表記が多々見受けられるので、統一してほしい。	A	御意見を踏まえ、表記を一部修正します。
195	—	—	その他全般	「努める」という表現が気になる。努めるだけでなく、児童生徒をはじめとした生活に懸かっていたり、目標を掲げているのであれば、努めるだけでなく成果を挙げるようにしてほしい。	C	今後の取組みの参考とさせていただきます。

「はだの障害福祉推進プラン案」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No	ページ	施策No.	施策名・項目等	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
196	—	—	その他全般	公費による支援の場合「援助」「助成」と表現が異なっているため、統一してほしい。	E	内容に誤りがあるということではないため、現在の表記とさせていただきます。
197	—	—	その他全般	「国、県等と」「国・県等と」「国県等」などといった、読点や中点、何も記載しないように記載にばらつきがあるので、統一してほしい。	A	御意見を踏まえ、表記を一部修正します。
198	—	—	その他全般	本文内の数字に全角と半角が混在しているため、統一してほしい。	E	資料として見やすさを考慮しているため、現在の表記とさせていただきます。
199	—	—	その他全般	第3章の施策の展開について、今後の方針の書き方で、文頭を空白空けている書き方もあれば、項目点を付けた書き方もあるため、統一してほしい。	A	御意見を踏まえ、表記を一部修正します。
200	—	—	その他全般	第3章の施策の展開について、現状の記載について文末が過去形になっている内容が多々ある。現状なので現在進行形で記載すべき。	A	御意見を踏まえ、表記を一部修正します。
201	—	—	その他全般	先日に行われた水無川沿いの道路の通行規制では、激しい交通渋滞が発生して、高齢者や障害者にとっても、移動が中々出来ず病院に行くのにも非常に困った。市民に迷惑を掛けてまでやっていい事業はないので、二度とあんな事はしないでほしい。	E	関係課に情報提供します。

「はだの障害福祉推進プラン案」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No	ページ	施策No.	施策名・項目等	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
202	—	—	その他全般	精神障害のある方のサービス支給決定量が生活するうえで必要な量に届かない。二人暮らしで同居家族は要介護状態であっても家事援助、移動支援ともに支給量は必要量に届かない。精神障害の方は日内変動高く、また日によって出来ることが異なるなど、出来ることできないことの固定が困難。退院に当たって主治医から強くデイケアの利用を勧められて通っているが服用により自己運転は不可、遠保の上、公共交通機関は乗り換え2回。ボランティアと自己負担で移動サービス利用でなんとか週1回通っている。サービス利用で近隣への迷惑行為などもなくなり、めきめきと改善している生活だが、公的サービスの支給量が少ないと強く感じる。	C	対象者の状態に応じた自立支援の観点から、今後も適正な支給決定に努めます。
203	—	—	その他全般	暮らしに必要なサービス支給量に改善してほしい。	C	今後も適正な支給決定に努めます。
204	—	—	その他全般	障害特性を考慮されず年齢によって介護保険への移行が画一的に行われているのは、障害のある方の意思決定やその人らしい暮らし方を支援する法の精神に反すると考える。	E	障害特性や個人の状況を考慮するとともに、介護保険への移行については、関係機関と連携を図っています。
205	—	—	その他全般	介護保険への移行を検討する際には本人および家族、サービス提供事業所、ケアマネなどからの丁寧な聞き取りを行い、利用者の意思を尊重してほしい。	C	今後の取組みの参考とさせていただきます。
206	—	—	その他全般	施設内や病院内などの感染情報を公表する仕組みを作ってほしい。	C	今後の取組みの参考とさせていただきます。
207	—	—	その他全般	子どもの相談、特に医療や発達に心配がある場合の相談窓口が混んでいるという声があるので充実してほしい。	C	庁内で連携し、取り組みます。

「はだの障害福祉推進プラン案」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No	ページ	施策No.	施策名・項目等	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
208	—	—	その他全般	いわゆるグレーゾーンの子どもについて、どこに相談してよいか分からないという声がある。学校でも相談先等について案内をするべき。	C	令和6年4月から乳幼児教育支援センターを開設し、子どもの発達が気になる保護者を対象とした就学前相談の充実を図っているほか、デジタルを活用したはだのっ子安心ルームの開設など、引き続き学校以外の場所での相談体制の充実に努めます。
209	—	—	その他全般	新規の施策を「新規」と示すのが良い。	A	御意見を踏まえ、表記を一部修正します。
210	—	—	その他全般	「障害児」と「障害のある子ども」など、表現を統一したほうが良いのではないかと。	E	表現として、場合により「障害のある子ども」など柔らかい表現が適切であると考え、表記を変えているため、現在のままとさせていただきます。
211	—	—	その他全般	ウェルビーイングを高める視点を次期計画に盛り込む方向で検討してほしい。	C	今後の取組みの参考とさせていただきます。

「はだの障害福祉推進プラン案」に対するパブリック・コメントに寄せられた市民からの御意見・提案等

No	ページ	施策No.	施策名・項目等	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
212	—	—	その他全般	<p>○障がい者グループホームの適正運営について 前提→現行の報酬体系などでは小規模事業者(2~3棟:定員10人~15人程度)は、秦野市が事業者に要望している24時間配置は不可能になっており、経営者のシフトインや特定スタッフの過大なサービス残業を前提としない限り、運営は成立しないような構造になっております。障がい者総合支援法では常勤1名の管理者、および定員30名に対して1名のサービス管理責任者の配置を義務付けている。 すなわち、利用者30名に達したグループホームにおいては適正な運営が可能であるように制度設計されている。 近年はウイルス感染による従業員の斉休暇や、突発的な事象での離任、離職した際に他の職員が課題な負担を強いられるケースも業界的に多く、更に障がい者グループホームでは24時間いつ何が起こるかわからない状況であるため、2名同時に勤務不能な場合、サービスの質、安全の確保はむろん、運営そのものが難しく、疲弊し廃業にしている事業者も多くいる事をどのように考えているのか、尚この事象は秦野市をはじめ、全国的に多発しておる状況。 ○改善するためには、定員30名を基本運営単位として設定していただきたいと考えるのがいかがか。</p>	E	<p>本市において、障害者グループホーム事業所の設置、運営を行う場合、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」に基づく「指定」を受ける必要があります。 「指定」については、神奈川県知事が、国の指定基準省令や県条例等の規定により行うことになっているため、本市では、指定に関する基準等の設定はできないものと考えます。</p>